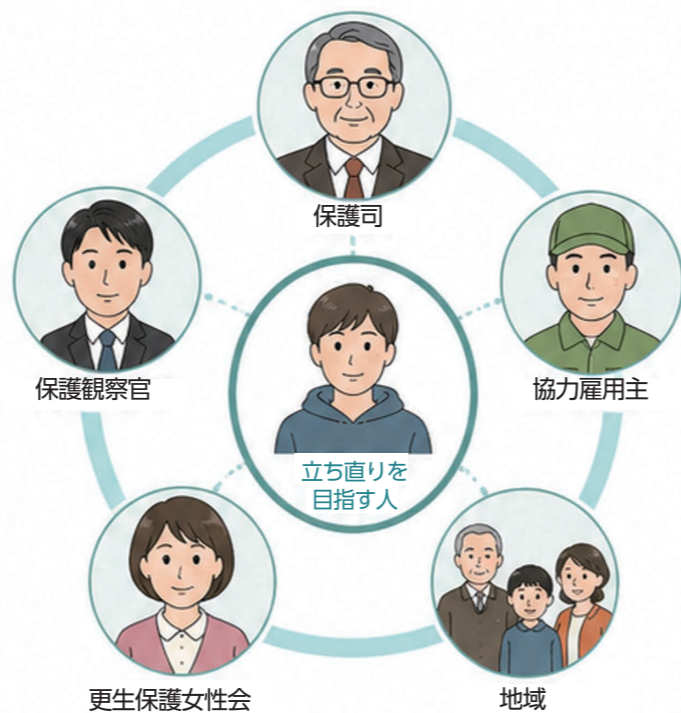




# 立ち直りを、地域で支える。

罪や非行をした人が、もう一度地域の中で生きていこうとするとき、必要なのは罰だけではありません。話を聞く人、見守る人、働く場を支える人、地域で受け止める人。再出発は、一人だけの力では進みにくいものです。今回の特集では、更生に重要な役割を持つ保護司を中心に、立ち直りを地域で支える人たちの声を紹介します。

☎ 人権福祉課 ☎ 86-7815



## 保護司とはどんな制度？

保護司は、法務大臣の委嘱を受けた非常勤の公務員。地域の中で、罪や非行をした人の立ち直りを支えるボランティアで、定期的に面接を行うほか、再発の防止や孤立の防止に取り組みます。

全国で約46,000人。員弁地区保護司会には、いなべ市21人、東員町6人の計27人(定員29人)が在籍しています。



## 保護司には大きく2つの活動があります

### ① 処遇活動

…対象者と向き合う活動

保護観察の対象となっている人と月に2回程度面談し、立ち直りを支える活動。日々の様子を見守り、必要な内容を確認しながら、保護観察所へ報告を行います。

### ② 地域活動

…地域に理解を広げる活動

学校での活動や啓発活動などを通して、更生保護を地域に知ってもらう活動です。地域全体に理解を広げ、支える土台をつくる役割があります。

特集 立ち直りを、地域で支える。

# 保護司

## 上からではなく、同じ地域の一人として向き合う

私は保護司になったばかりの頃、どんな人が来るのか分からず、自宅で面談するのは少し怖いと思っていました。けれど、実際に会ってみると、最初に想像していたほどではありませんでした。まずは送られてくる書類で人物像を確認し、決められた質問に沿って話を始めますが、大切なのは、安心して話せる雰囲気をつくることです。

保護観察が必要な人が出た時は、その人が住む地域に応じて担当が決まります。ただ、近すぎるとお互いやりにくいこともありますので、程よい距離感も大事です。

面談では、仕事や収入、生活の変化などを確認します。毎回大きな変化があるわけではありませんので、そんな時は仕事の悩みを聞いたり、世間話をしたりしながら、少しずつ関係をつくっていきます。打ち解けていないうちに、踏み込んだことを根掘り葉掘り聞かないようにすることも心掛けています。

いなべ市では保護司の自宅で面談することが多いため、近所の目に触れにくい時間帯にするなどの配慮も欠かせません。中には面談に来ない人もいますが、まず来てもらうこと自体が大切です。最初は警戒していた人が、回を重ねるうちに自然に話してくれるようになる。その変化を見るたび、この活動の意味を感じます。

## 支える側にも粘り強さが必要

私はこれまでの活動の中で、うれしかったこともあれば、難しさを感じたこともたくさんありました。印象に残っているのは、保護観察の対象だった夫婦を見守った時のことです。2人とも少しずつ落ち着いていき、そのうちの1人は就職もし、しっかり生活してくれるようになりました。そういう姿に出会えると、本当にうれしくなります。

一方で、立ち直ってくれたと思っても、再び保護観察の対象になる人もいて、難しさを感じることもあります。約束の日に来なかったり、電話にも出なかったりする人もいました。親子関係の不和や家庭の不安定さなど、背景にある事情は一人一人違います。だからこそ、1つのやり方ですべてに対応できるわけではないと感じています。

また、面談が終わればそれで終わりではありません。内容を報告書にまとめて保護観察所に報告し、平日昼間にはサポートセンターで企画調整保護司が保護司会の取りまとめを担っています。こうした積み重ねがあってこそ活動は成り立っています。保護司は、地域に戻ろうとする人にとってのクッションのような役割でもあります。地域の中で話を聞き、寄り添う人がいることには大きな意味があると思っています。



員弁地区保護司会 会長  
前田 喜久男さん

会社員時代に先輩から声をかけられ、54歳で保護司に。保護司歴は約20年。退職後は地域活動にも関わりながら支援を続けています。

## ！ 保護司を募集しています

員弁地区保護司会では、保護司の約6割が70代で、高齢化が課題となっています。保護観察制度を将来につなぐためには、新たな担い手の確保が欠かせません。

保護司は、熱意があり健康な76歳未満の人であれば担うことができ、自営業、主婦、僧侶、会社経営者など多様な立場の人が活動しています。

関心のある人は、ぜひ問い合わせてください。

### ☎ 員弁地区更生保護サポートセンター

- 開設時間 10:00～16:00 (月・水)
- 住所 員弁町笠田新田111 (員弁老人福祉センター内)
- ☎ 080-2656-3701

ホームページ▶

# 保護観察官

保護観察官は、法務省の保護観察所で働く国家公務員。罪や非行をした人が社会の中で立ち直っていけるよう、保護司と力を合わせて保護観察を進めます。地域で寄り添う保護司に対し、保護観察官は専門性の面から支援を支える存在です。

津保護観察所 四日市駐在官事務所  
保護観察官  
本郷 かほるさん



## 保護司と保護観察官の役割の違い

保護観察官と保護司は上下の関係ではなく、役割を分けながら一緒に支えていく存在だと考えています。

保護観察官は、対象者の状況を見立て、必要があれば保護観察所で面接したり、薬物などの問題に応じた専門的なプログラムを行ったりします。

一方、保護司は地域の中で定期的に面接を重ね、仕事や生活の様子を確かめながら、本人が課題に向き合えるよう地道に関わってくださいます。毎月の面接で得た情報を保護司から受け取り、必要な時には私たちが前に出る。そうした積み重ねで保護観察は成り立っています。

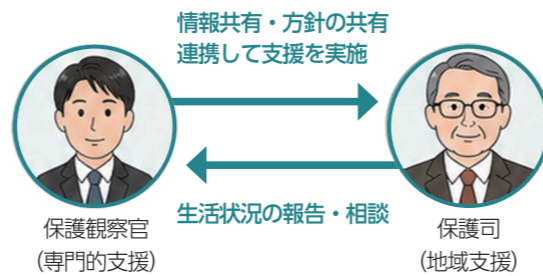
私自身も、経験が浅かったころに相手を怒らせてしまったことがありました。だからこそ、一方的に指導するのではなく、どう支えればいいのかを考えることが大切だと感じています。

## 地域に近い保護司だからこそ、受け止められる思いがあります

保護司の大きな強みは、地域性と民間性にあると思っています。面接は保護司の自宅や対象者の家、公民館など、地域の暮らしに近い場所で行われることが多くあります。保護観察所に呼ばれる時は、本人もどうしても身構えますし、私たちの前では「ちゃんとしている自分」を見せようとすることもあります。けれど、保護司のもとでは「最近どう」といった会話から入りやすく、少しずつ心のガードが下がっていくのではないかと感じています。実際、最初は反発心が強かった子が、回を重ねるうちに自分を振り返れるようになった例もありました。

地域に住む人が、偏見だけで見ず、立ち直りを信じて受け入れてくれている。そう感じられることが、本人にとって大きな支えになるのだと思います。

## 保護司と保護観察官の連携



### Point!

互いに情報を共有し、支援方針を確認します。互いの役割を尊重し、対等な立場で協力します。対象者の状況に応じて、柔軟に支援を続けます。

### ✓ 保護観察とは

罪や非行をした人が、社会の中で生活を続けながら立ち直りを目指す制度。例えば、家庭裁判所で保護観察処分になった少年や、少年院を仮退院した少年、刑務所を仮釈放された人、執行猶予に保護観察が付いた人などが対象になります。期間中は、仕事や収入、生活の状況、約束が守れているかなどを確認されながら、再び罪や非行に向かわない生活習慣を身に付けていきます。約束を守り、安定した生活を続けることが求められる一方、守れない場合は、より重い処遇を受けることもあります。

# 支えを受ける人の声

## 話を聞いてもらえたことが、前を向くきっかけになりました

### 会う前は、どんな人か想像もつかなかった

自分がこうした立場になるとは思っていなかったので、保護司さんについても、正直よく分かりませんでした。ドラマや映画で見るような印象しがなく、最初はどんな人に会うのか、全くイメージが付きませんでした。

### 話してみると、不安が少し軽くなった

実際に会うまでは堅苦しい印象を持っていましたが、話してみると相談しやすく、気持ちが少し楽になりました。収容施設を出た後の生活や、周囲の目が気になる不安も、話すことで和らいでいったように思います。保護観察の期間は8カ月ほどでしたが、その間に少しずつ気持ちも落ち着いていきました。

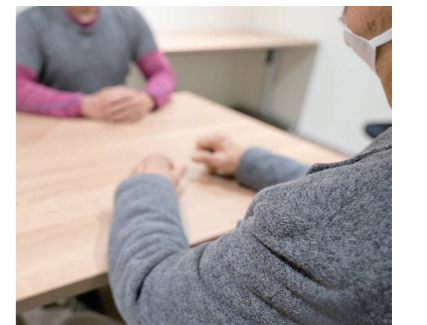
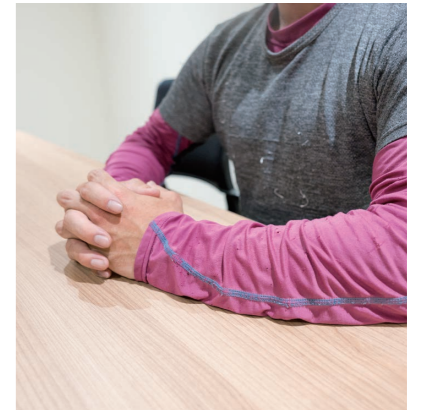
### 今は新しい仕事に就き、生活を立て直している

今は新しい仕事に就き、日々の生活を送っています。生活そのものが大きく変わったわけではありませんが、自分が過去に起こしたことを意識する場面はあります。それでも、今の暮らしを崩さないようにしながら、少しずつ前に進んでいます。

### 支えてもらったことが、次の一歩につながった

保護観察の期間中は、相談ごとだけでなく、日常の話まで聞いてもらいました。仕事も紹介してもらい、感謝しかありません。自分にとっては、人生をもう一度立て直すきっかけになったのだと思います。収容施設で本を読む中で、物語を書いてみたいという気持ちも芽生えました。今は、そうした思いも大切にしながら、自分なりの次の一歩を探しています。

A(仮名)さん



インタビューの際には、当時の担当保護司とともに来庁されました。関係性が変わっても、同じ地域に住む者同士、あたたかなつながりが続いています。

## 【コラム】更生保護と海外への広がり



更生保護のイメージ図

更生保護は、国と地方、保護司などの民間ボランティアが協力し、社会の中で、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を支援することにより、新たな被害者も加害者も生まない社会をつくる取り組みです。

この日本文化に育まれた更生保護の仕組みは、海外からも注目されています。フィリピンやケニアでは、日本の保護司制度を参考に、地域のボランティアが、立ち直りや社会復帰を支援する制度が導入されています。人を地域の中で見守り、再び孤立させないという考え方は、国を越えて広がっています。

# 協力雇用主

## 特別視せず、働く仲間として受け入れました

私は、協力雇用主として受け入れる時、特別に立派なことをしようと思っていたわけではありませんでした。ももとは人手のこともありましたし、紹介の話がつながる中で、事情や人柄を聞き、今回はうちでもやっていけないのではないかと思ったのが正直なところでした。

もちろん、誰でもいいわけではありません。何をしたのかという罪状だけでなく、そこに至った経緯も含めて、自分なりに受け止められるかを見ています。ただ、受け入れた以上は、特別な目で見るとはせず、普通に働く仲間として向き合いたいと思ってきました。

実際にその人と働き始めると、何でもやろうと前に出て、資格取得にも挑戦し、今では若い人に教える場面も見られるようになりました。仕事の中で役割を持ち、居場所を得ることは、人が立ち直っていくうえでも大切なのだと感じています。



株式会社リンクス  
代表取締役  
日紫喜 節雄さん

市内で総合建設会社を経営。知人を通じて協力雇用主制度を知り、受け入れに関わるようになりました。

## 協力雇用主制度と現状

### 現状

再犯防止には  
就労の支援が大切です

再犯して刑事施設に入った人のうち、再犯時に無職だった人は73.0%、有職だった人は27.0%でした。就労は、立ち直りを支える大切な土台です。



(出典：令和6年矯正統計年報)

### 協力雇用主とは

犯罪や非行をした人の事情を理解したうえで、雇用を通じて立ち直りを支える事業主です。



### 関係機関が連携

保護観察所、コレワーク、ハローワークなどが連携して支援します。



●コレワーク(矯正就労支援情報センター)  
犯罪や非行をした人の社会復帰を目指し、彼らと雇いたい企業とをつなぐ機関

### 雇用後の支援制度

・保護観察所やハローワークなどに相談できます

雇用や職場での悩み、対応方法などについて、専門機関に相談できます。

・条件に応じて各種助成や支援制度があります

トライアル雇用、助成金、身元保証制度など、事業主の負担を軽減する制度があります。

・職場定着に向けた見守りや連携を受けられます

本人の状況に応じて、関係機関が連携し、継続的にサポートします。

### 事業主のメリット

・働く意欲のある人材の雇用につながります

支援を受けながら就労を希望する人材を積極的に受け入れることができます。

・地域の再犯防止と立ち直し支援に貢献できます

雇用を通じて、地域の安全・安心づくりと立ち直りを支えることができます。

・企業の社会的役割を形にできます

社会貢献活動として企業価値の向上や、信頼獲得にもつながります。

# 更生保護女性会

地域に、更生保護を身近に感じる  
きっかけをつくりたいです

私たち更生保護女性会は、更生保護を支える地域のボランティア団体です。この会は50年以上活動を続けており、現在の会員は37人。保護司さんのように直接相手と向き合う立場ではありませんが、更生保護思想を地域に広げ、犯罪や非行を防ぐための啓発に努めることが、会の大切な役割です。

活動としては、研修参加のほか、地域で啓発活動を行ったり、「社会を明るくする運動」で啓発物品を配ったりしています。アンクルンの演奏も、会員同士の親睦を深めるとともに、老人会や福祉センター、幼稚園、お寺などで地域の人に活動を知ってもらうきっかけになっています。こうした活動を通して、更生保護を少しでも身近に感じてもらい、地域で支える意識につながっていけばと思っています。

## 員弁地区更生保護女性会 本部役員の方々の皆さん



陽和(ひより)での研修会  
(開催：愛知県豊田市)

三重刑務所「三重矯正展」  
でのバザー参加

アンクルンの演奏  
(ボランティア)

### Check!

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行のない地域を目指すとともに、更生保護への理解を広げる大切な機会です。員弁地区では、保護司を中心に、街頭での広報活動に加え、中学校と連携した講演会や、犯罪防止などをテーマにした作文コンテストにも取り組んでいます。学校講演や啓発活動は、立ち直りを支える仕組みを地域に伝え、再犯防止を地域全体で考える土台にもなっています。



1. 藤原小学校での講演の様子 2. 社会を明るくする運動での啓発活動

### 地域でできること

①まず知る  
更生保護を地域で支える取り組みがあることを、まず知ることが第一歩です。

②あいさつで孤立を防ぐ  
地域で交わす何気ないあいさつや声かけ、見守りは、人を孤立させず、安心して暮らせる土台になります。

③過去だけで決めつけない  
やり直そうとする人を、過去だけで遠ざけないことが、再出発を支える力になります。

まずは知ること、偏見を持たずに見守ること、地域の活動に関心を寄せることが、大切な一歩。一人一人の理解と行動が立ち直りを支え、明るい地域づくりにつながります。